

令和7年度  
筑波大学大学院  
人文社会ビジネス科学学術院  
ビジネス科学研究群  
法学学位プログラム（博士後期課程）  
入学試験問題

【外国語】

問題については割愛

〔出題意図〕

European Business Organization Law Review 誌に掲載された文章の一部を題材に、英文法・読解・要旨推論の能力を評価した。

【専門科目】

問題1

法人が借地権を設定した場合に、権利金を収受する慣行があるにもかかわらず、権利金を収受しなかった場合に行われる権利金の認定課税の内容と考え方について説明するとともに、権利金方式以外の方法で、権利金の認定課税を回避する方法について説明しなさい。

〔出題意図〕

法人の借地権設定の事例を通じて、法人税法の基本原則である無償取引と寄附金の規定についての解釈及び適用能力を評価対象とした。

問題2

試験・研究のためにする実施（特許法69条1項）について論じなさい。

〔出題意図〕

知的財産法中の特許法における重要な法制度について、その制度趣旨と、数多くの裁判例が現れた背景や具体的事例、および法的問題を理解しているかを確認したうえで、回答者の知見や経験をもとに、その法的問題を解決できる法律構成を制度趣旨から導けるか、裁判例の解決が法的に説得力があるか、具体事例へのあてはめが有効かを、分析・評価することを求める問題であり、現代社会に生じる重要な法的課題に対する感覚、法学的観点からの問題状況の理解能力、ならびに、そうした法的課題の解決能力を評価対象としている。

### 問題3

労働法における間接差別法理について、これがどのような法理であるかを説明した上で、日本の労働法における同法理の現状及び、課題（課題の有無、課題ありとする場合はその内容及び課題解決のあり方）について論じなさい。

#### 〔出題意図〕

出題の前半部分は、現在の労働法における重要な法理の一つである間接差別法理を対象として、その内容の説明を求めることで、回答者が労働法上の基本的かつ重要な考え方を的確に理解できているかを評価しようとするものである。後半部分は、前半部分の回答内容を踏まえた日本における同法理の現状及び課題についての論評を求めることで、（労働法上の重要な法理の一つである間接差別を問いの対象として取り上げる形で、）回答者が法学的な観点からの問題状況の分析、問題解決に向けた考察等について法律論を展開する法的思考、表現の能力を十分に有しているかを評価しようとするものである。

### 問題4

いわゆる「所有者不明土地」の解消に向けた民事基本法制の見直しとして行われた法改正と立法の具体的内容について説明し、これらの規律の実効性について、それぞれ論じなさい。

#### 〔出題意図〕

社会的にも耳目を集めた重要な法的課題とこの課題への立法的な対応について広く関心を有し、それらの具体的内容を認識・理解しているかを確認したうえで、回答者の知見や経験をもとに、それらの実効性を分析・評価することを求める問題であり、現代社会に生じる重要な法的課題に対する感度、法学的観点からの問題状況の理解能力、ならびに、そうした法的課題の解決能力を評価対象としている。

以上